

平成30年4月発行



## 第51号の内容

- ▼必ず儲かるなどとうたう情報商材にご注意！
- ▼5月は消費者月間です
- ▼くらしの一日講座（出前講座）のご案内
- ▼県内消費生活相談窓口一覧

## 必ず儲かるなどとうたう情報商材にご注意！

新生活がスタートしました。すきま時間を活用してインターネットによる副業を始めようという方もおられると思いますが、中には注意が必要なものもあります。最近、「情報商材」と呼ばれる主にインターネット通販で購入する情報に関する契約トラブルが目立っています。昨年度、当センターに次のような情報商材に関するトラブルが寄せられました。



（消費者庁イラスト集より）

**事例1** SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に、「写真を撮って送るだけで月収200万円以上稼いでいる人もいます」「必ず儲かる内容を教えます」「返金保証」といった広告が表示され、稼ぐノウハウを教えるとあったので、メールマガジンに登録した。配信された動画には、写真を撮影してSNSに送ると収入が得られると紹介されており、興味を持ち3万円の情報商材を購入した。そこには「自分で撮影した写真をSNSにアップし、フォロワーを増やせば、写真が販売できて、誰でも簡単に稼ぐことができる」と書かれていた。やってみたが、とても広告のような収益は上がらない。電話でのサポートを求めると具体的な説明はなく、「7万円から150万円まである特別コース」を勧められた。こんなことなら、契約はしなかった。最初に支払った3万円を返してほしい。（20歳代 女性）

**事例2** 無料動画を見ていたら、「投資目的で仮想通貨を購入するにはどの仮想通貨がよいのか教える」という動画の広告を見た。応募期間が5日間のみとあったので、急いで会員登録をし、月3万円の費用を振り込んだ。その後入会マニュアルが送られてきたが、内容としてはほとんど広告で、より高額な情報商材を勧める内容の動画であった。最後に少しでも仮想通貨に関する情報が出ていたが、ネット上に書かれていることばかりで、毎月お金を払うほどのものではないと思った。動画では本当の情報は明日から配信されると言うが、不審であるため解約したい。（40歳代 男性）

このような事例はいずれもインターネット上で契約していますが、これは特定商取引法の通信販売にあたり、クーリング・オフによる無条件解約はできません。

さらに、情報商材は文字どおり「情報」自体が商品であるため、ダウンロードするまで中身が分からないまま支払うこととなります。実際には販売者自身の体験談が延々と書かれていたり、公序良俗に反するような内容であったりなど、とても収入になるようなものではない場合が多いです。

「誰でもできる簡単な作業で稼げる」「確実に月収〇〇万円が得られる」などという話はたいがい実現が難しいものです。「必ず」「確実に」などの断定的な表現の広告がある場合は注意しましょう。

また、「詳しくは電話でお問い合わせください」などと記載して、電話をかけてきた消費者に、「すぐに利益が出るので1, 2か月で相殺できる」と別の高額な情報商材の購入を勧誘する業者もあります。お金を払う前に、その商材やサービスの内容を書面等でしっかり確認しましょう。

情報商材はインターネット通販での購入が大半ですので、購入する前に、業者のホームページ上の「特定商取引法の表記」（所在地や電話番号等）を確認し、業者と連絡がとれるかどうかを確認するなどして、安易に契約しないようにしましょう。

広告に不当な表示があったり、業者が対応しない等のトラブルで困ったときには、すぐに消費生活センターへご相談ください。

◆◇ 困ったときは・・・ まずは消費生活相談窓口へ御相談ください！！ ◇◆

**滋賀県消費生活センター 0749-23-0999**

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日・年末年始は除く

インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)

→<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/sodan/netsodan.html>

**消費者ホットライン ☎188 (いやや!)**

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



## 5月は消費者月間です

毎年5月は「消費者月間」です。消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行います。

### ●消費者月間セミナー●

日時・場所	テーマ	講師
5月26日(土) 14:00~16:40 ピアザ淡海3階	○映画上映「0円キッチン」 ○講演「フードバンクってなに？」	認定NPO法人 フードバンク関西代表 浅葉 めぐみ氏

問合せ・申込先：特定非営利活動法人 消費者ネット・しが TEL077-518-0072/FAX077-518-0078

## ●消費者月間パネル展示●

日 時	場 所
5月 2日(水)～5月13日(日)	滋賀県立図書館 1階談話室
5月15日(火)～5月31日(木)	滋賀県庁 本館3階渡り廊下

## ●消費生活センター講座●

日時	テーマ	講師
5月25日(金) 14:00～16:00	くらしの情報セミナー ご注意！巷にあふれるニセの「科学」 ～インチキを見破る眼力をつけましょう～ 会場：滋賀県消費生活センター 研修室	京都女子大学 名誉教授 小波 秀雄氏

問合せ・申込先：滋賀県消費生活センター TEL0749-27-2234/ FAX0749-23-9030

## ☆☆平成30年度消費生活センター講座の予定☆☆

開催予定月	テーマ	講師
7月～8月	親子くらしの体験セミナー	詳細は決まり次第ホームページおよびしらしがメールでお知らせします
10月～2月	くらしの情報セミナー	

## □■くらしの一日講座（出前講座）のご案内■□

滋賀県消費生活センターでは、消費生活相談員が地域の自治会や学習会等に出向いて、様々な悪質商法の手口や被害の状況、その対処法等についてわかりやすく説明する出前講座を実施しています。いろいろな集まりの中で消費生活に関する話を聞いてみたいと希望される方は、是非ご利用ください。

### 【講座の内容（例）】

- ・ いろいろな悪質商法の手口や被害と対処法
- ・ 高齢者を狙う悪質商法
- ・ インターネットのトラブルと対処法
- ・ 子どもの携帯電話・スマホのトラブル

無料で利用  
できます！



(消費者庁イラスト集より)

### 【講座の実施対象】

滋賀県内に在住またはお勤めの方（概ね20人以上のグループ）

### 【お申し込み方法】

講座を希望される日の2か月前までに、申込書に必要事項をご記入の上、消費生活センターにFAX、郵送等により提出してください。申込書は、県ホームページで「くらしの一日講座」を検索していただきますとダウンロードできます。

申込みを希望される際は、まずはお気軽にお問い合わせください。



## 滋賀県内消費生活相談窓口一覧



消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
滋賀県県民生活部県民活動生活課	大津市京町四丁目1-1	077-528-3415
大津市消費生活センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津三丁目13-30	077-561-2353
守山市消費生活センター	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1148
長浜市消費生活相談室	長浜市八幡東町632	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市消費生活センター	彦根市大東町2-28 彦根駅西口仮庁舎	0749-30-6144
栗東市消費生活相談窓口	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0115
甲賀市消費生活センター	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0685
湖南市消費生活センター	湖南市中央一丁目1	0748-71-2360
野洲市消費生活センター	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市消費生活センター	高島市新旭町北畑565	0740-25-8106
米原市米原近江地域協働課	米原市下多良三丁目3	0749-52-8088
日野町住民課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-2500
竜王町生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町総務課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7680
豊郷町企画振興課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町総務課	犬上郡甲良町在土353-1	0749-38-3311
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120

消費者ホットライン(全国共通) ☎188(いやや!泣き寝入り!!)

滋賀県消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。

「くらしのかわら版」第51号(平成30年4月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)

次号は、平成30年7月上旬に発行予定です。